

平成 30 年 2 月 20 日

各 国 ・ 私 立 大 学 長
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
各 県 立 学 校 長
教 育 研 修 セ ン タ ー 所 長
学 校 教 育 部 各 課 長
各 教 育 事 務 所 長
殿

茨城県教育委員会教育長

(公印省略)

茨城県公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標について（通知）

上記のことについては、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 22 条の 3 第 1 項の規定に基づき、別添のとおり策定しました。

つきましては、本指標を校長及び教員の資質の向上を図る際の目安とするとともに、体系的かつ効果的な研修の実施を図るため、積極的に御活用願います。

また、各市町村教育委員会におかれましては、貴管下の学校に周知願います。

なお、本指標と地方公務員法第 15 条の 2 第 1 項第 5 号に規定される「標準職務遂行能力」とは、関連がないものであることを申し添えます。

問い合わせ先

茨城県教育庁

水戸市笠原町 9 7 8 番 6

（全 般）教育政策室	029-301-5143
（小中学校等）義務教育課	029-301-5226
（高等学校等）高校教育課	029-301-5260
（特別支援学校）特別支援教育課	029-301-5280
（養 護 教 諭）保健体育課	029-301-5349
（栄 養 教 諭）保健体育課	029-301-5356